

# 細胞培養食品について

主婦連合会 若月壽子（監事）

# 台所の声を政治に・・・主婦連合会とは

- 設立：1948年10月
- 戦後の混乱期「台所の声を政治に」と立ち上がった主婦たちが結成
- 暮らしの苦情を社会化し、問題提起。その活動は消費者を守る制度、法律、基準の制定へと結実。  
例：景品表示法、繊維製品品質表示法（現家庭用品品質表示法）など
- 創設78年目の今日まで、運動方針の柱に消費者の権利確立をかけた、いのちと暮らしを守るために活動している。

- 【意見書】すべてのゲノム編集技術応用食品に安全性審査と表示の義務化を求めます（2019） 資料1-1, 1-2
- 機関紙「主婦連たより」ゲノム編集技術応用食品について取り上げ議論
- 消費者庁、厚生労働省、農林水産省と共同で、開催された「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会」に参加
- 高GABAトマト届け出受理を受けての意見交換会（厚生労働省・農林水産省参加）に参加

【学習会】フードテックとは？～代替肉、培養肉、昆虫食等を考える～（2023）

- 食肉に似せて作られた「大豆ミート食品」、コオロギの粉末を原材料にした菓子
- トマトや真鯛が販売されているゲノム編集食品
- 細胞を人為的に培養して作られる培養肉
- 「食料・環境問題の解決と日本経済の発展に貢献する」と政府も強く後押ししている「フードテック」を私たち消費者はどうとらえればいいのか。現状と課題を学ぶ。

# 細胞培養食品について消費者としての主な懸念点①

## ■食経験がない未知の食品

- ・細胞増殖過程で使われる成長因子
- ・培養液成分
- ・不純物や変異細胞
- ・加工過程での添加物
- ・長期摂取時の影響

## 細胞培養食品について消費者としての主な懸念点②

### ■ 「超加工食品」への不安

培養肉は工業的プロセスで作られる

- ・ 自然な食べ物なのか？
- ・ 研究室の肉という印象

### ■ コストと価格の問題

- ・ 現状の培養肉は高コスト。最終的に普通の肉と同じくらいの価格となるのか

# 細胞培養食品について消費者としての主な懸念点③

## ■情報開示・表示の透明性

消費者としては

- ・どのように作られたのか
- ・使われている添加物は？  
それは安全なのか
- ・ゲノム編集された成分が使われていないか
- ・従来肉との栄養成分の比較

を明確に知りたい。

# 消費者として望むこと

## ■企業に求める最大限の透明性

### <語られるメリット>

- 必要な量だけ作るので無駄がない
- 工場さえあれば、どこでも短期間で生産できる
- 動物と環境にやさしい
  - 牧場が不要、大量の水やえさが不要、排泄物が出ない
  - 屠殺しなくてすむ
- 動物からの感染リスクがなく、衛生的

# 消費者として望むこと

- メリットだけを強調するのではなく、  
解決すべき課題についても明らかに
- 何よりも食品としての安全性を第一に

# 消費者として望むこと

- 安全性審査の義務付け → 国が厳しく監視
- トレーサビリティの確立 → 問題発生時に追跡
- 明確な表示 → 原材料表示がわかりやすいか
- 企業の情報公開 → 最大限の透明性を

# 消費者として望むこと

- 細胞培養食品と知らずに食べたくない！
  - 「選ぶ権利」の重要性
  - 表示が明確でなければ、自分の価値観に基づいて購入を判断することができない。
  - 事業者任せではない、わかりやすい表示制度が必要

# 消費者として望むこと

■生産工程の検査や安全性保障

■商品表示に関するルール整備

国がきちんと明確な基準を示して誰にでもわかりやすく  
安全性が伝わるような制度づくりを求めます

ご清聴ありがとうございました。

2019年10月23日

厚生労働大臣  
消費者及び食品安全担当大臣  
消費者庁長官  
消費者委員会委員長 宛

主婦連合会

## すべてのゲノム編集技術応用食品に安全性審査と表示の義務化を求めます

ゲノム編集技術応用食品の流通と販売の届け出制度が10月1日から始まりました。消費者庁はゲノム編集技術応用食品の表示について、編集した旨の表示を事業者に義務付けないことを発表し、義務化が見送られました。その理由を、既存の品種改良との区別が難しく、義務化しても検査して違反者を特定することができないためとしています。遺伝子を人工的に操作して生み出す食品でありながら、安全性審査と表示義務の対象外としたことに私たちは大きな違和感と失望を覚えています。以上の観点から、下記の項目を要望します。

## 記

- 1. すべてのゲノム編集技術応用食品に対し、安全性審査を義務付けてください。**ゲノム編集技術はまだ歴史の浅い技術です。アレルギー成分の変化などへの懸念も拭い去れません。予期せぬ変異のリスクがゼロとは言えないと考えられることから、安全性審査の義務付けが必要だと考えます。
- 2. ゲノム編集技術応用食品は、早急に食品表示基準の対象に入れるよう、検討に着手してください。**検査できないことが、表示しない理由にはなりません。むしろ検査等でわからない事を不安に思う消費者の声に真摯に耳を傾け、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択する事を目的とした「食品表示基準」の対象とすべきです。
- 3. ゲノム編集技術応用食品に対し、取引記録など書類による情報伝達体制（トレーサビリティ制度）を導入してください。**取引記録などの社会的検証による表示は可能と考えます。原料段階の表示があれば食品製造者の原料管理は容易となり、混入事故も防止できます。EU（欧州連合）の例を見れば、表示をすることも表示を検証することも困難なことではありません。
- 4. 消費者の選択のためには、情報開示が不可欠です。**消費者が自分の判断で食品を選べることが大切です。その視点で表示のあり方を検討し、表示により消費者に選択の判断を委ねるべきです。今回の措置は、消費者の権利を尊重し、適切に行使できるようにするという、消費者行政の目的と相いれません。消費者が自ら望む食品を選択するために情報提供は必要不可欠です。

以上